

「ふくしま感染防止対策認定店」のお知らせ

これまで、業種別ガイドラインに従い感染防止対策を実施している店舗に「**感染防止対策ステッカー**」を配付する事業を進めてきましたが、飲食店での感染防止対策の実効性をさらに高めるとともに、利用客への情報発信を強化するため、現地調査で適切な対策の実施が確認された施設に対し、「**認定ステッカー**」を追加で交付する事業を開始しました。

感染防止対策取組ステッカー交付

認定ステッカー交付

【Step1】
まずはチェックリストで自己点検



【Step2】
書面審査で合格



【Step3】
現地調査で合格



認定店ステッカー交付までの流れ

- ①セルフチェックリストをまだ提出していない店舗 → 【Step1】から
- ②感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査がまだの店舗 → 【Step3】から
- ③感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査が終了している店舗 → 【Step4】から

【Step1】セルフチェックリストで感染防止対策の自己点検

セルフチェックリストは、【Step2】の提出窓口で入手するか、以下のアドレスからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shokuhin-sticker.html>

QRコードはこちら→



【Step2】セルフチェックリストの提出(以下のいずれかの方法で申し込んでください)

- ①窓口への提出；書面審査に合格すれば、**感染防止対策ステッカー**が即日で交付されます。

提出窓口	所在地	電話番号
福島県北食品衛生協会	福島市御山町8-30(県北保健所内)	024-531-1328
	福島市森合町10-1(福島市保健所内)	024-573-5088
郡山食品衛生協会	郡山市朝日2丁目15-1(郡山市保健所内)	024-935-2918
県中食品衛生協会	須賀川市旭町153-1(県中保健所内)	0248-75-4128
県南食品衛生協会	白河市郭内127(県南保健所内)	0248-23-6789
会津食品環境衛生協会	会津若松市城東町5-12(会津保健所内)	0242-28-6121
南会津公衆衛生協会	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2(南会津保健所内)	0241-63-0308
相馬地区食品衛生協会	南相馬市原町区錦町1丁目30(相双保健所内)	0244-24-3224
いわき食品衛生協会	いわき市内郷高坂町四方木田191(いわき市保健所内)	0246-27-8605

- ②郵送；書面審査で問題なければ、概ね1ヶ月後に**感染防止対策ステッカー**が交付されます。

【郵送先】〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県食品生活衛生課 宛て

- ③ふくしまHACCPアプリ

審査で問題がなければ、概ね1ヶ月後に**感染防止対策ステッカー**が交付されます。

- 「計画する」から「新型コロナウイルス感染防止対策」に関する管理計画を作成してください。
- 現時点で実施していない項目の✓は外して構いませんが、「必須項目」の✓は外せません。
- 全ての項目の「未」のマークが「済」になると、ホーム画面に**感染防止対策ステッカー**申込画面が現れますので、申し込んでください。

【Step3】 現地調査

県又は県が委託する事業者で構成される「**ふくしま感染防止対策認定店事務局**」が現地調査を実施します。現地調査は事前にお電話又はハガキ等で事前連絡を行い、日程を調整してから実施します。

(1)「ふくしま感染防止対策認定店事務局」の構成員

①福島県、②公益社団法人福島県食品衛生協会、③その他、県が委託した事業者

(2) 現地調査時の確認事項

- ①提出されたセルフチェックリストに従った感染防止対策が実施されていること
- ②以下の3つの重点確認項目が具体的に実施されていること

① 十分な換気

A 換気扇で換気する場合

- 1人あたりの換気量を**毎時30m³以上**確保
※換気扇の換気量は、取扱説明書やインターネットで確認出来ます。

B 窓の開放により換気する場合

- 30分に1回、5分程度** 又は **常時換気**
- 2方向の窓を全開(窓が一つの場合はドアを開ける)

○店舗がビル管理法の対象構造物の中にある場合は、法に基づく基準が満たされていることをビル管理者等に問い合わせ確認してください。

② 利用客への感染防止対策の要請

「入店時の呼びかけ」や「ポスター等の店内掲示」により、利用客へ以下の対策への協力を求める。



マスクの着用



体調不良者の
入店お断り



手洗い・
手指衛生の徹底



会話は控えめに

③ 客席のレイアウト

(①か②の対策を実施してください)

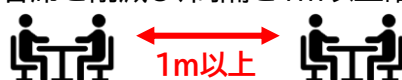
A ボックス席の場合

- ✓ 相席は回避してください

- ①パーティション(目の高さ以上)を設置



- ②客席を削減し、間隔を1m以上確保

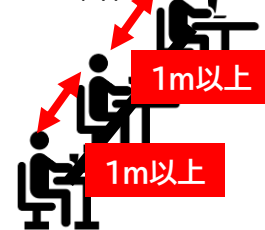


B カウンター席の場合

- ①パーティション
(目の高さ以上)を
設置



- ②1m以上の間隔
を確保



【Step4】 認定に向けた意思確認

現地調査で適切な感染防止対策が実施されていることが確認された店舗には、後日「ふくしま感染防止対策認定店事務局」から、認定店の登録にあたっての最終の意思確認を行います。事務局から送付された「認定申込書」に必要事項を記載し、返送してください。

【Step5】 ふくしま感染防止対策認定店への登録と認定ステッカーの交付

提出された「認定申込書」の必要事項が全て記載されていることが確認された店舗は、「ふくしま感染防止対策認定店」に登録され、認定ステッカーが交付されます。また、認定店の一覧をホームページ等で公開します。

認定ステッカー使用にあたっての注意事項

認定ステッカーの交付施設は、次の条件に同意したものとみなし、遵守されていないことが確認された場合、ステッカーの利用を禁止し、その旨を公表することがあります。

- 1 継続的に感染防止対策を実施すること
- 2 「ふくしま感染防止対策認定店事務局」が実施する施設の現地調査に協力すること
- 3 ステッカーを第三者に貸与・譲渡・販売、又は複写・加工・編集・改ざんしないこと

<プライバシーポリシー>

福島県は、本事業で収集した情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1)申込者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2)提出されたチェックリストの内容や店舗名、所在地の情報については、ホームページ等で公表することがあります。
- (3)申込者の情報は、福島県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

<問い合わせ先> 福島県庁食品生活衛生課 TEL024-521-7245